

平成26年度工事に係る入札・契約結果等の概要について(財政局)

1 26年度の入札・契約結果

工事の契約は、地方自治法の規定に基づき原則として競争入札により締結し、随意契約は地方自治法施行令の規定に該当する場合に行っています。

(1) 契約件数及び金額

	26年度		25年度		24年度	
	契約件数	金額(百万円)	契約件数	金額(百万円)	契約件数	金額(百万円)
競争入札	2,667	129,337	2,822	135,713	2,848	103,005
随意契約	288	28,809	291	15,457	281	16,468
計	2,955	158,145	3,113	151,170	3,129	119,473

(注)「契約件数」とは、契約を締結した件数を指します。国の補助等の関係から一つの工事を複数の契約に分けたものを、1件の入札として執行することがあるため、「契約件数」は「入札件数」より数が多くなります。

(2) 入札における方式別状況

工事の入札については、政府調達に関する協定の対象となる一般競争入札、企業の技術力と入札価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式による条件付一般競争入札、入札価格により落札者を決定する条件付一般競争入札及び指名競争入札の4方式を採用しています。

26年度の入札件数は、政府調達対象工事5件、総合評価落札方式68件、条件付一般競争入札2,569件、指名競争入札8件、合計2,650件でした。また、26年度の平均落札率は90.7%で、25年度の88.3%より2.4ポイント上昇しました。

	26年度			25年度			24年度		
	入札件数	契約金額(百万円)	平均落札率	入札件数	契約金額(百万円)	平均落札率	入札件数	契約金額(百万円)	平均落札率
一般競争入札 (政府調達協定対象工事)	5 (0.2%)	9,555 (7.4%)	90.8%	8 (0.3%)	22,501 (16.6%)	90.4%	1 (0.0%)	3,423 (3.3%)	97.7%
条件付一般競争入札 (総合評価落札方式)	68 (2.6%)	9,817 (7.6%)	90.6%	43 (1.5%)	8,134 (6.0%)	86.3%	61 (2.2%)	6,064 (5.9%)	84.1%
条件付一般競争入札	2,569 (96.9%)	109,651 (84.8%)	90.7%	2,735 (97.7%)	104,290 (76.8%)	88.3%	2,750 (97.4%)	93,284 (90.6%)	86.0%
指名競争入札	8 (0.3%)	314 (0.2%)	95.5%	12 (0.4%)	788 (0.6%)	93.2%	11 (0.4%)	233 (0.2%)	89.5%
計	2,650 (100.0%)	129,337 (100.0%)	90.7%	2,798 (100.0%)	135,713 (100.0%)	88.3%	2,823 (100.0%)	103,005 (100.0%)	86.0%

(注)「入札件数」には不調件数を含みません。

下段()内は構成比

※1 一般競争入札(政府調達協定対象工事)

WTO(世界貿易機関)の「政府調達に関する協定」が適用される工事(26年度は20億2,000万円以上が対象)で、当該工事に係る入札参加資格要件を満たしていると事前に確認された者により競争入札を行う方式(入札参加事業者の所在地の指定は不可)

※2 条件付一般競争入札(総合評価落札方式)

価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式。具体的には、入札参加者が提出した技術提案、施工計画及び施工能力等に関する資料に基づき算出した技術評価点を、入札価格で割った数値(評価値)の最も高い者の者を落札者に決定

※3 条件付一般競争入札

政府調達協定対象以外の工事で、「所在地区分」や「工事成績」等の入札参加の資格要件を設定し、入札を行った後、原則当該入札において最低額を提示した者に対して入札参加資格の確認を行う方式

※4 指名競争入札

競争入札有資格者名簿に登録されている者の中から、発注する工事ごとに、指名基準を満たしている者を指名し、その者により競争入札を行う方式。対象は専門性の高い工事などに限定

2 低入札価格調査制度の運用結果

政府調達に関する協定の対象となる一般競争入札及び総合評価落札方式による条件付一般競争入札は、地方自治法施行令等の規定に基づき低入札価格調査制度を、それ以外の条件付一般競争入札及び指名競争入札は最低制限価格制度を採用しています。

26年度の低入札価格調査制度対象工事における低入札件数（調査基準価格未満の金額で入札した事業者と契約した件数）は、73件中8件で、対象件数に占める割合は11.0%でした。

	26年度	25年度	24年度
対象件数	73件	51件	62件
低入札件数	8件	21件	26件
割合	11.0%	41.2%	41.9%

※ 低入札価格調査制度

予定価格の10分の9.5から10分の7の範囲（注）であらかじめ設定した調査基準価格を下回る金額で入札を行った者について調査を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合には、当該入札者を落札者とししない制度

本市においては、調査基準価格を下回る金額で入札が行われた場合、入札者が提出した内訳書の金額が、本市の設計における内訳金額と比べ、一定の基準を下回るときは落札者とししないという、金額面の判断基準としての失格基準を設定

※ 最低制限価格制度

予定価格の10分の9.5から10分の7の範囲（注）であらかじめ設定した最低制限価格を下回る金額で入札を行った者を失格として、落札者とししない制度

（注） 調査基準価格及び最低制限価格の設定範囲は、平成26年6月5日以降に入札公告又は指名を行った案件について「予定価格の10分の9から10分の7の範囲」から「予定価格の10分の9.5から10分の7の範囲」に変更。

3 インセンティブ発注実績

事業者の施工技術や意欲の向上を目的として、優良な事業者や本市に貢献があった事業者を入札において優遇するインセンティブ発注を行っています。

26年度は、発注者別評価点（主観点）は59件、優良工事表彰事業者は119件、災害協力事業者は230件、建設機械所有等事業者は77件、横浜型地域貢献企業は88件で、合計573件のインセンティブ発注を行いました。

	26年度	25年度	24年度
発注者別評価点（主観点）	59件	76件	76件
優良工事表彰事業者	119件	181件	128件
災害協力事業者	230件	144件	215件
建設機械所有等事業者	77件	47件	42件
横浜型地域貢献企業	88件	167件	13件
合計	573件	615件	474件

（注）件数には不調件数を含みます。

インセンティブ発注は、次の5種類の項目のいずれかを入札参加資格の一つとして設定

- ・ 発注者別評価点（主観点）
本市独自の評価基準である発注者別評価点（いわゆる主観点）が一定点数以上の者であること、又は、工事成績評定点が一定点数以上の者であること。
- ・ 優良工事表彰事業者
本市が発注した工事を優秀な成績で施工したことにより表彰を受けた事業者であること、又は、工事成績評定点が一定点数以上の者であること。
- ・ 災害協力事業者
災害協力事業者名簿に登録されている者であること。
- ・ 建設機械所有等事業者
災害が発生した場合に、復旧工事で使用する建設機械を所有又は長期の賃貸借契約（1年を超える賃貸借契約（※））していること（24年9月公告分から試行実施）。
※ 27年4月から「1年以上の賃貸借契約」に変更
- ・ 横浜型地域貢献企業
地域を意識した経営を行うとともに、企業活動を通じて、地域ボランティア等の社会的活動に取り組んでいる事業者等を認定する横浜型地域貢献企業に認定されていること（24年10月公告分から実施）。

4 総合評価落札方式

価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式です。具体的には、入札参加者が提出した技術提案、施工計画及び施工能力等に関する資料に基づき算出した技術評価点を、入札価格で割った数値（評価値）の最も高い値の者を落札者とします。

本市においては、技術提案を求める「標準型」、技術提案の代わりに簡易な施工計画を求める「簡易型」、簡易な施工計画を求めず過去の工事成績等により評価を行う「特別簡易型」の3種類を実施し、「高度技術提案型」を試行しています。

26年度の実施件数は68件で、内訳は「標準型」が2件、「簡易型」が7件、「特別簡易型」が59件でした。また、このうち複数の入札参加者があった入札64件において、最低入札額でない者が落札者となった（いわゆる逆転）件数は41件でした。

	26年度	25年度	24年度
標準型	2件	1件	1件
簡易型	7件	15件	13件
特別簡易型	59件	27件	47件
合計	68件	43件	61件
うち逆転数	41件	25件	38件

※1 標準型

技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用。環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目と入札価格とを総合的に評価

※2 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特定のテーマに沿って作成された簡易な施工計画の他、同種工事の施工実績や工事成績等の評価項目と入札価格とを総合的に評価

※3 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、同種工事の施工実績や、工事成績など、定量化された評価項目と入札価格とを総合的に評価

5 入札ボンド制度の試行

入札保証金の納付を求めた入札において、入札ボンドを提出した入札参加者が入札保証金の納付を免除される制度です。入札ボンドは、金融機関等の審査・与信を経て発行されるものであるため、不良不適格事業者の排除の効果が期待されており、平成20年12月から予定価格1億円以上の工事を対象に試行を開始し、22年度からは7,500万円以上に、さらに23年度からは5,000万円以上に対象を拡大しました。

なお、26年度は131件の入札で試行をしました。

	26年度	25年度	24年度
入札件数	131件	120件	132件
平均落札率	91.4%	88.6%	87.7%

※ 入札ボンドは、金融機関等が入札参加者の財務状況等を評価した上で、入札保証金に代わる担保等を保証する証書で、損害保険会社等保険会社又は金融機関による入札保証及び保証事業会社又は金融機関による契約保証の予約がありません。

注記

- ・ 端数処理は、項目ごとに四捨五入。したがって、合計と一致しない場合があります。
- ・ 平均落札率は、入札ごとに算出した落札率の平均（切り捨て）です。